

三島市議会の個人情報の保護に関する条例の骨子（案）

【条例制定の経緯】

令和3年5月に公布された「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」により、個人情報保護法が改正され、同法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律が個人情報保護法（以下「新法」という。）に統一されました。これに伴い、国の行政機関、地方公共団体の機関（議会を除く。）等これまで各地方公共団体が条例で定めていた個人情報保護制度について、全国共通のルールが適用されることとなりました。

地方公共団体の機関等には、今回の改正による新法が直接適用されることとなりますが、地方議会は、国会や裁判所が法による個人情報の取扱いに係る規律の対象となっていないこととの整合を図るため、新法の適用対象外とされており、議会における個人情報保護の取扱いについては、法規等の定めがありません。このため、新法の改正規定の施行（令和5年4月）までに、議会における個人情報保護に関する条例の制定を図るなど、適切な対応が求められています。

このような経緯を踏まえまして、三島市議会におきましても、引き続き個人情報の保護に関し自律的な措置を講じるため、条例制定に向けまして、鋭意、協議・検討を重ねて参りました。このたび、条例案の骨子がまとまりましたので、市民の皆様からのご意見を募集いたします。

【条例制定の基本的な考え方】

個人情報の取扱いに関し、市長部局と議会において差異の生じないように、新法及び市長部局が策定する施行条例との整合性に配慮し条例を制定します。

【条例の概要】

1 目的

三島市議会における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することとしています。

2 定義

定義については、以下のとおりとします。

- (1)「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 個人情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録）に記載され、又は音声、動作その他の方法により表された一切の事項をいう。）により特定の個人を識別することができるもの

イ 個人識別符号（指紋、手指の静脈、DNA などの生体情報をデジタルデータに変換したものや、マイナンバー、パスポート番号など）が含まれるもの

(2) 保有個人情報とは、議会事務局の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。

(3) 個人情報ファイルとは、保有個人情報を含む情報の集合物であって、特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものをいう。

(4) 仮名加工情報とは、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。

(5) 匿名加工情報とは、特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。

(6) 個人関連情報とは、生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。

(7) 特定個人情報とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号利用法」という。）第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報（マイナンバーを含んだ個人情報）をいう。

3 議会の責務

議会は、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずることとします。

4 個人情報等の取扱い

個人情報等の取扱いについては、以下のとおりとします。

(1) 個人情報の保有の制限等

個人情報を保有するに当たっては、法令又は条例の規定によりその権限に属する事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特

定しなければならない。また、議会は、前述の特定された利用の目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

(2) 利用目的の明示

本人から個人情報を取得するときは、人の生命等の保護のために緊急を要する必要があるときなどを除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

(3) 不適正な利用の禁止

違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

(4) 適正な取得

偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(5) 正確性の確保

利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

(6) 安全管理措置

保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。議会に係る個人情報の取扱いの委託を受けた者についても準用する。

(7) 従事者の義務

個人情報の取扱いに従事する議会事務局の職員・職員であった者、委託業務の従事している者・従事していた者、議会において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者・従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(8) 漏えい等の通知

保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして議長が定めるものが生じたときは、本人に対し、当該事態が生じた旨を通知する。

(9) 利用及び提供の制限

法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

【利用及び提供できる場合】

- ・本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

- ・法令等が定める事務の遂行に当たり、必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって相当の理由があるとき。
 - ・市長その他の執行機関、他の地方公共団体の機関等に保有個人情報を提供する場合において、法令等の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
 - ・統計の作成や学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。
- (10) 保有個人情報又は個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求
- 規定に基づき保有個人情報を提供する場合は、又は第三者に個人関連情報を提供する場合は、これらの提供を受ける者に対し、その利用の目的や方法の制限などの必要な制限を付し、又は漏えい防止等個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。
- (11) 仮名加工情報の取扱いに係る義務
- 法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報を第三者に提供してはならない。また、仮名加工情報の漏えいの防止等の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。さらに、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等）を取得し、仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、連絡先等の情報を利用してはならない。
- 仮名加工情報の取扱いに関する規定は、委託を受けた者にも準用する。
- (12) 匿名加工情報の取扱いに係る義務
- 匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号などの情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。また、匿名加工情報の漏えいを防止するための基準を定め、匿名加工情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 匿名加工情報の取扱いに関する規定は、委託を受けた者にも準用する。

5 個人情報ファイル

議会が保有している個人情報ファイルについて、次に掲げるものを除き、ファイルの名称、利用目的などの事項を記載した帳簿を作成し、公表しなければならないものとしします。

- ・ 議会の議員若しくは議員であった者又は議会事務局の職員若しくは職員であった者の報酬、給料その他の人事に関する情報
- ・ 1年以内に消去することとなるもの
- ・ 資料などの物品や金銭の送付等業務上必要な連絡のために利用する相手方の氏名、住所等
- ・ 議長が定める数に満たないもの
- ・ 以上のほか議長が定める個人情報ファイル

6 開示、訂正及び利用停止

開示、訂正及び利用停止については、以下のとおりとしします。

(1) 開示請求

ア 誰でも、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。また、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人は、本人に代わって開示の請求をすることができる。

イ 開示請求書に形式上の不備があるときは、相当の期間を定めて補正を求めることができる。

ウ 開示請求があったときは、不開示情報を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

【不開示情報とは】

- ・ 開示請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報
- ・ 開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの
- ・ 法人等に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
- ・ 国の機関、地方公共団体等における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

- ・国の機関、地方公共団体等における事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
 - エ 開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、当該部分を除いた部分を開示しなければならない。
 - オ 保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要であるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。
 - カ 当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、存否を明らかにしないで開示請求を拒否することができる。
 - キ 開示請求に係る保有個人情報の開示をするときは、全部開示、部分開示、又は全部不開示の決定をし、書面により通知しなければならない。
 - ク 開示決定等は、開示請求があった日から15日以内にしなければならない（補正に要した日数は除く。）。また、事務処理上困難その他正当な理由があるときは、30日以内に限り、延長することができる。
 - ケ 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量である場合は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。
 - コ 開示請求に係る保有個人情報に第三者に関する情報が含まれているときは、当該情報に係る第三者に対し、意見書を提出する機会を与えることができる。また、その情報が、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため開示する必要がある場合又は裁量的開示を行う場合は、意見書を提出する機会を与えなければならない。
 - サ 保有個人情報の開示は、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して行う。また、記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあるときや、その他正当な理由があるときは、その写しにより行うことができる。
 - シ 開示請求に係る手数料は、無料とするが、写しの作成等に要する費用の負担を求める。
- (2) 訂正請求及び利用停止請求

ア 誰でも、自己を本人とする保有個人情報（開示決定に基づき開示を受けたもの等に限る。）の内容が事実でないと思料するときは、当該保有個人情報の訂正を請求することができる。また、保有個人情報について、この条例の規定に違反して保有、提供等されていると思料する場合、議会における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で当該保有個人情報の利用停止又は消去など請求することができる。さらに、代理人は、本人に代わって訂正請求及び利用停止請求（以下「訂正請求等」といいます。）をすることができる。なお、訂正請求等は、書面により行うものとし、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

イ 訂正請求等に係る保有個人情報の訂正をするとき又はしないときは、請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

ウ 訂正及び利用停止の決定は、原則、訂正請求等があった日から30日以内になければならない（補正に要した日数は除く。）。また、事務処理上困難その他正当な理由があるときは、30日以内に限り、延長することができる。

エ 訂正及び利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。

7 審査請求

開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、不適法により却下する場合等を除き、三島市情報公開・個人情報保護審査会に諮問します。

8 雑則

(1) 適用除外

保有個人情報（不開示情報を専ら記録する公文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、開示、訂正及び利用停止に係る規定は適用されません。

(2) 開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等

開示請求等をしようとする者が、容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、請求者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとします。

(3) 個人情報等の取扱いに関する苦情処理

議会における個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならないこととします。

(4) 施行の状況の公表

この条例の施行の状況に関し、毎年度公表するものとします。

9 罰則

罰則については、以下のとおりとします。

- (1) 議会事務局の職員若しくは職員であった者、委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者（以下「職員等」といいます。）が、正当な理由なく、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイルを提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
- (2) 職員等が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- (3) 議会事務局の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- (4) 上記(1)～(3)については、市の区域外においてこれらの罪を犯した者にも適用する。
- (5) 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

10 施行日

令和5年4月1日

【募集期間】

令和4年12月1日（木）から令和5年1月4日（水）まで

【提出方法】

パブリック・コメント用紙に、提出者の対象区分、住所、氏名及び連絡先を明記して、募集期間内に持参、郵送、FAX、Eメール又は電子申請で提出してください。

【提出先】

〒411-8666 三島市北田町4番47号 三島市議会事務局

FAX番号 055-983-2601

Eメールアドレス gikai@city.mishima.shizuoka.jp

電子申請 <https://logoform.jp/form/pqff/184329>

**【意見の取扱】**

提出された意見の概要及びその意見に対する市の考え方は、市ホームページに公表します。なお、提出された意見への個別回答はいたしません。

【問合せ】

議会事務局 電話番号055-983-2600